

# 平成 29 年第 4 回石垣市議会定例会（6 月）

## 提出議案概要

条例（新規制定）	2 件
条例（一部改正）	3 件
補正予算	3 件
その他	3 件
同意	1 件
報告	5 件
諮問	1 件
<hr/>	
計	18 件

石 垣 市

**【条例(新規制定):2件】**

## ◎農林水産部

議案第 46 号 石垣市船越漁港直売所兼休憩所施設設置条例 . . . . . (1)

## ◎建設部

議案第 47 号 石垣市し尿処理及び浄化槽の清掃に関する条例 . . . . . (1)

**【条例(一部改正):3件】**

## ◎総務部

議案第 44 号 石垣市税条例の一部を改正する条例 . . . . . (2)

## ◎市民保健部

議案第 45 号 石垣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 . . . . . (2)

## ◎建設部

議案第 48 号 石垣市証紙条例等の一部を改正する条例 . . . . . (2)

**【平成29年度補正予算:3件】**

## ◎総務部

議案第 41 号 平成 29 年度石垣市一般会計補正予算 (第 1 号) . . . . . (3)

## ◎建設部

議案第 42 号 平成 29 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) . (3)

議案第 43 号 平成 29 年度石垣市下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) . . . . . (4)

**【その他:3件】**

## ◎総務部

議案第 51 号 保証債務履行請求事件の和解について . . . . . (4)

## ◎企画部

議案第 49 号 財産の取得について . . . . . (4)

## ◎建設部

議案第 50 号 市道の認定について . . . . . (4)

**【同意:1件】**

## ◎総務部

同意第 2 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について . . . . . (5)

**【報告:5件】**

## ◎総務部

報告第 6 号 平成 28 年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について . . (5)

## ◎市民保健部

報告第 7 号 平成 28 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費  
繰越計算書の報告について . . . . . (5)

## ◎建設部

報告第 8 号 平成 28 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計予算繰越  
明許費繰越計算書の報告について . . . . . (6)

報告第 9 号 平成 28 年度石垣市港湾事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書  
の報告について . . . . . (6)

報告第 10 号 平成 28 年度石垣市公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越  
計算書の報告について . . . . . (6)

**【諮問:1件】**

## ◎市民保健部

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について . . . . . (6)

**【条例(新規制定) 2件】**

**◎農林水産部**

件 名	概 要
<p>議案第 46 号 石垣市船越漁港直売所兼休憩所施設設置条例</p> <p style="text-align: right;">(水産課)</p>	<p>本施設の供用開始に伴い、施設の管理運営に関し必要な事項を定めるため、条例を制定する。</p> <p>伊野田漁港、船越漁港では、これまで漁獲物をせり市場のある石垣漁港まで運搬する必要があったが、本施設の供用により、新鮮な水産物を直接販売することが可能となり、地域の特産品や特色あるサービスの提供など、地域の活性化の拠点施設として多様な利用も考えられる。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 18 条で構成</p> <p>第 1 条において、水産業及び地域の振興を図ることを目的に本施設を設置する旨規定</p> <p>第 4 条において、施設の管理を指定管理者に行わせることができる旨規定</p> <p>他に、業務範囲、利用の制限、利用料等を規定する。</p> <p>施行日：公布の日</p>

**◎建設部**

件 名	概 要
<p>議案第 47 号 石垣市し尿処理及び浄化槽の清掃に関する条例</p> <p style="text-align: right;">(下水道課)</p>	<p>し尿処理及び浄化槽の汚泥処理に係る業務が下水道事業に統合されたことに伴い、関係条例を整理し、新たに条例を制定する必要がある。</p> <p>(主な内容)</p> <p>現行では、個別に条例で規定されているし尿処理及び浄化槽の清掃に関する規定について、1 本にまとめた条例を策定する。</p> <p>本条例附則において、石垣市し尿処理場条例（昭和 48 年石垣市条例第 32 号）を廃止する。</p> <p>施行日：平成 29 年 7 月 1 日</p>

## 【条例(一部改正) 3件】

### ◎総務部

件名	概要
議案第 44 号 石垣市税条例の一部を改正する条例  (税務課)	原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に石垣市版の特別標識（ご当地ナンバー）を導入し交付することに伴い、所要の規定の整備をするため、石垣市税条例の一部を改正する必要がある。  (主な内容) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識を毀損又は亡失した際の再交付に関して、それが、その者の故意又は過失による場合の弁償金として、特別標識 350 円を加える。  施行日：公布の日

### ◎市民保健部

件名	概要
議案第 45 号 石垣市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例  (市民課)	証明書等コンビニ交付サービスの導入に伴い、多機能端末機を用いた印鑑登録証明書の発行及び本人確認書類に基づく印鑑登録証明書の交付に関し、必要な事項を規定するため、条例の一部を改正する。  (主な内容) 多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る条文を新たに追加する。また、コンビニ交付サービスにおいて印鑑登録証の提示が不要となることに併せ、窓口請求においても印鑑登録者自らが申請する場合は、個人番号カードや運転免許証等の公的機関が発行する顔写真付きの身分証明書の提示により印鑑登録証明書の交付ができるよう条例を一部改正する。  施行日：公布の日。コンビニ交付に関しては平成 29 年 10 月 5 日から施行する。

### ◎建設部

件名	概要
議案第 48 号 石垣市証紙条例等の一部を改正する条例	し尿処理及び浄化槽の汚泥処理に係る業務の下水道事業統合等に伴い、関係条例を整理する必要がある。  (主な内容) ・石垣市証紙条例の一部改正：し尿処理場使用料について、証紙による収入方法から納入通知書による方法へ変更する。

(下水道課)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石垣市使用料条例の一部改正：し尿処理場使用料について、新たに個別条例において規定するため、本条例から削除する。</li> <li>・石垣市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正：浄化槽に関する規定を削除する。</li> </ul> <p>施行日：平成 29 年 7 月 1 日</p>
--------	--

## 【補正予算 3件】

### ◎総務部

件 名	概 要								
議案第 41 号 平成 29 年度石垣市一般会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>7,786 万 2 千円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>276 億 9,836 万 2 千円</u> とする。 (主な内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入 増額：国庫支出金、県支出金 減額：県支出金、市債</li> <li>・歳出 増額：総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、教育費 減額：土木費</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">27,620,500</td> <td style="text-align: center;">77,862</td> <td style="text-align: center;">27,698,362</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	27,620,500	77,862	27,698,362
補正前の額	補正額	補正後の額							
27,620,500	77,862	27,698,362							
(財政課)									

### ◎建設部

件 名	概 要								
議案第 42 号 平成 29 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ <u>173 万 4 千円</u> を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ <u>1 億 3,566 万 1 千円</u> とする。 (主な内容) <ul style="list-style-type: none"> <li>・歳入：一般会計繰入金の増額</li> <li>・歳出：人事異動に伴う人件費の増及び時間外勤務手当の増額</li> </ul> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">133,927</td> <td style="text-align: center;">1,734</td> <td style="text-align: center;">135,661</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	133,927	1,734	135,661
補正前の額	補正額	補正後の額							
133,927	1,734	135,661							
(都市建設課)									

議案第 43 号 平成 29 年度石垣市下水道 事業特別会計補正予算(第 1 号)  (下水道課)	債務負担行為の追加を行う。 (内容) (単位：千円)		
	事項	期間	限度額
	石垣西浄化センター建 設工事委託	平成 29 年度から 平成 30 年度	1,150,000
	新栄町新川汚水中継ポ ンプ場建設工事委託	平成 29 年度から 平成 30 年度	305,000

## 【その他 3件】

### ◎総務部

件 名	概 要
議案第 51 号 保証債務履行請求事件の和 解について (契約管財課)	係争中の保証債務履行請求事件について和解を成立さ せるためには、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、 議会の議決を必要とする。

### ◎企画部

件 名	概 要
議案第 49 号 財産の取得について (商工振興課)	石垣市 I T 事業支援センターとして賃貸借している建 物を次のとおり取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により、議会の議決を必要とする。 (内容) 1 取得する財産 石垣市 I T 事業支援センター (事務所、鉄筋コンクリート造 4 階建) 2 取得面積 延床 1,890.64 m <sup>2</sup> 3 取得価格 63,586,616 円 4 契約の相手方 沖縄県那覇市泉崎一丁目 2 番 2 号 沖縄県知事 翁長雄志

### ◎建設部

件 名	概 要
議案第 50 号 市道の認定について (施設管理課)	道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を必要とす る。 (内容) <u>路線名：真栄里宮鳥 7 号線</u> 起点：石垣市字真栄里 345 番 60 終点：石垣市字真栄里 345 番 32 延長：322.76m 平均幅員 6m

## 【同意 1件】

### ◎総務部

件名	概要
同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  (総務課)	固定資産評価審査委員会の委員1名が、平成29年6月26日をもって任期満了となることから、委員を新たに選任するため、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を得る必要がある。

## 【報告 5件】

### ◎総務部

件名	概要
報告第6号 平成28年度石垣市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について  (財政課)	地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。 (繰越理由) 諸事情により平成28年度内において事業完了が困難であったため、平成29年度に繰越すものである。 繰越事業 32事業

### ◎市民保健部

件名	概要
報告第7号 平成28年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について  (健康保険課)	地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。 (繰越理由) 一般管理費の国保給付システム導入委託料において、システム導入委託業者とのシステムデータ作成範囲等の事務調整に不測の日数を要したことから、年度内完了が困難となったため。

◎建設部

件 名	概 要
報告第 8 号 平成 28 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会計 予算繰越明許費繰越計算書 の報告について (都市建設課)	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 区画整理費の物件移転補償交渉に時間を要したため、年度内完了及び契約が困難となったため。
報告第 9 号 平成 28 年度石垣市港湾事 業特別会計予算繰越明許費 繰越計算書の報告について (港湾課)	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) ・ <u>総務管理費</u> 港湾計画に軽微な変更が生じ、それに伴う委託業務を発注したが年度内完了が困難となったため。 ・ <u>新港地区国際埠頭整備事業 (沖振交)</u> 事業の交付申請遅れ並びに設計及び契約方法の検討に不測の日数を要し、年度内での完了が困難となったため。
報告第 10 号 平成 28 年度石垣市公共下 水道事業特別会計予算繰越 明許費繰越計算書の報告に ついて (下水道課)	地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告する。 (繰越理由) 汚水建設事業において、石垣西浄化センター乾燥棟の整備事業及び汚水幹線推進工事で入札が不調となり、設計積算の見直しに不測の日数を要したこと、また雨水建設工事において、不発弾が発見され、処理作業と磁気探査業務に不測の日数を要したことから、年度内での完了が困難となったため。

【諮問 1件】

◎市民保健部

件 名	概 要
諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推 薦について (市民生活課)	人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものである。